平成２７年（フ）第２９号
静岡県浜松市東区市野町526番地　松５―102号
債務者　飯田　憲一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛涯　梨恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１００９号
札幌市中央区北５条西20丁目１番15―102号
債務者　山崎　俊介
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７７号
北海道恵庭市中島町６丁目13番地12　ナチュラルパレスＣ号
債務者　近藤　芳史
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９２号
札幌市白石区川北２条３丁目２番22号　長根マンション２Ｃ号
債務者　相馬　嘉明
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９３号
札幌市豊平区中の島１条１丁目５番23―1009号、申立時の住所札幌市豊平区平岸４条８丁目６番１―417号
債務者　塩津　和久
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１０６号
札幌市白石区北郷４条７丁目１番30号　さっけんパレス北郷103
債務者　船山　絵未
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３３号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番６号　細貝マンションＧ号
債務者　斎藤　敏廣
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５４号
北海道石狩市花川南４条１丁目166番地
債務者　豊岡　邦明
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２６０号
札幌市東区北40条東14丁目２番15号　メゾン青葉102号
債務者　白澤　宏弥
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２６７号
北海道石狩市花川南６条２丁目50番地、住民票上の住所札幌市東区伏古９条２丁目６番20号
債務者　松本佐代子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２９３号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目１番３―401号
債務者　河端　知博
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２１号
札幌市白石区北郷３条４丁目９番11号　ハイツＦＵＪＩ―101号
債務者　久下　克司
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５０号
札幌市中央区大通東４丁目１番地14　メゾン大通103号
債務者　伊勢　巨斗
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３６１号
札幌市中央区北12条西15丁目１番30号　桑園病院内、住民票上の住所札幌市東区中沼西２条１丁目13番７―105号
債務者　大橋　敏之
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４００号
北海道石狩市花川北６条２丁目133番地　ウィーンの森六番館102号
債務者　中村　弘文
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番48号　パレス秀高第10―101号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番30―206号
債務者　小山　りか
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部